

CY Newsletter

Vol. 8

2016. 6. 27

再エネ特措法改正

弁護士 古川 絵里
弁護士 佐々木 裕企範

1. はじめに

再生可能エネルギー特別措置法の改正案が可決されて成立した。改正法は来年4月から施行されることになる（一部についてはそれよりも早い施行を予定している。）。

本改正は、再生可能エネルギーを用いた電力の固定価格買取制度を見直し、さらなる再生可能エネルギーの導入と国民負担を抑制する方途を導入することなどを目的とするものである。

本稿では改正内容のうち、再生可能エネルギー電力の発電事業者に適応される売電価格の決定に関する制度がどのように変わるのかについて、その概要を説明する。

2. 事業計画認定制度の導入

(1) 従来の固定価格買取制度

従来の固定価格買取制度上は、4月1日から翌年3月31日までの年度ごとに、再生可能エネルギー電力の調達価格が決められており、発電事業者が発電設備につき認定を受け、電力会社（送配電事業者の意。以下同様。）に接続契約を申し込んだ時点の調達価格が、当該発電設備による電力の売買について適用される。調達価格は、再生可能エネルギーを用いた発電設備が普及し低価格化が進むにつれ漸減することが見込まれているため、発電事業者が高い調達価格の適用を受けるためには、早期に設備認定を取得し、かつ接続契約の申し込みを行う必要がある。そのため実務上は、事業計画の初期段階において発電設備について認定をまず取得し、電力会社への系統接続の申込を行って調達価格を確保するというプロセスがとられている。しかし事業計画の中には用地の確保等の事業の遂行に不可欠な事項の目途が全く立っていないまま設備認定を取得しているものもあり、これが設備認定を取得したまま事業の実施に至らない膨大な数の未稼働案件を生む一因となっていた。

こうした未稼働案件は比較的容易に発電事業を始めることのできる太陽光発電事業に多く見られ、そのための対策として、これまで、50キロワット以上の太陽光発電については設備認定の申請に当たり用地の使用権限を証明する書面の提出を義務付ける、調達価格の決定時期を接続の申込時ではなく接続契約の締結時とする、等の改革が制度の運用レベルで行われてきた。

(2) 改正法上の認定と調達価格決定要件

本改正は、その取得が調達価格確保の要件であった設備認定を発電事業計画の認定に変更し、発電設備や発電方法の適合性に加えて、事業そのものの運用方法や実施可能性をも審査の対象とした。具体的には、これまで事業計画初期の段階で取得できた設備認定の制度を廃止し、これに代えて、再生可能エネルギー発電事業計画の認定制度を設け、事業計画が認定されるためには、現行法上の設備認定に要求される発電設備の基準適合性と発電方法の基準適合性に加え、新たに「事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」を必要とした（改正法9条3項2号）。この要件が満たされているかどうかをどのような基準で判断するかについては、法文上明らかではなく省令委任もされていないことから今後の運用方針等の公表を

待つほかはないが、資源エネルギー庁が平成28年6月15日付でパブリックコメントに付した改正案によれば、①接続契約を締結していること、②関係法令や自治体が定める条例を遵守すること、の2点がこの要件との関係で挙げられており、これらの観点から事業計画が審査されることになると見込まれる。なお同改正案は、①の接続契約の締結に関し、締結されるべき接続契約とは、電力会社からの連系承諾に係る事項及び工事費負担金に関する事項の両方を内容に含む契約としており、最終的に詳細な内容で締結することになる接続契約の最終版の締結や、工事費負担金の実際の支払までは要求されない模様である。つまり、改正法施行後は、連系接続の関係では、電力会社から連系承諾を取得しかつ電力会社と工事費負担金契約を締結して初めて認定を受けることができるようになるとの運用になることが見込まれ、現在太陽光についてのみ行われている接続契約の締結を設備認定の要件とする運用が、他の再生可能エネルギー電力についても拡大されることとなる。

ところで認定を受けた事業者に適用される調達価格の確定が、他にどのような要件を満たした時点となるのかは、従前より経済産業省の告示によって定められてきており、現状では、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに設備認定を受けかつ接続申込をした事業者について、公表されている調達価格が適用されることが定まっているのみである(なお太陽光については、上述の通り同期間に接続契約の締結が行われた事業者について固定価格が確定する。)。従って本改正施行日である平成29年4月1日以降の年度については、どのような要件を満たした事業者について調達価格が確定するのかは明らかになっておらず、今後の告示を待つほかはない。もっとも、上記の認定制度の改正が、主として未稼働案件の防止のためであることを考えると、おそらくは現行制度上太陽光についてのみとられてきた、調達価格の決定を接続申込ではなく接続契約が締結される時点とする制度を、接続契約の締結後(つまり連系承諾の取得と工事費負担金契約の締結後)でなければ取得できない事業計画認定を受けた時点と変更して、すべての再生可能エネルギーに拡充し、確実かつ速やかに実施される発電事業のみを固定価格買取制度の適用対象とすべく制度設計を変更しようとするものと予想される。

従って従前は事業計画の初期段階で行っていた認定取得は、系統接続の実質的な内容が固まり連系工事を開始するほど煮詰まった段階になって初めて可能になり、その時点を基準として調達価格が決められることになると予想される。

なおこれまでの実務では、電力会社によっては工事費負担金契約の締結後直ちに一括で負担金の前払いを要請するものもあり、この実務が踏襲された場合、事業計画が認定される前に相当額の工事費の支出が余儀なくされることになる。逆に言うと、事業者は、契約上直ちにその支払を求められる負担金の一括払込の目途がつくまでは工事費負担金契約が締結できず、その結果調達価格の確保が遅れてしまう、という事態となりうる。工事費負担金の額が相当程度上ると見込まれる事業を検討中の事業者は、該当する電力会社において工事負担金の分割払いが許容されているのかどうか等の負担金支払条件を確認し、電力会社の実務により支障を来すことなく発電事業が進められるよう注意する必要がある。

(3) 発電事業の実施時期

このほか事業計画には、発電事業の実施時期の記載も必要とされており、パブリックコメントに付された改正案では、10kW以上の太陽光発電設備については、「再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること」(改正法9条3項1号)の内容として、認定取得から3年以内に運転開始を行うことができる計画であることが求められ、期限を過ぎた場合の取扱いについては、期間超過後、調達価格を認定時の価格から毎年一定割合(例:年5%)下落させる又は調達期間を短縮させる等の措置が取られるものとされている。

また、太陽光発電設備以外の発電設備についても、事業計画に記載された実施時期を著しく徒過してまだ運転開始に至らない事業計画については、「事業的確な実施に必要な指導及び助言」(改正法12条)、「相当な期限を定めて、その改善に必要な措置をとる」ことの命令(同13条)、認定事業者が認定計画に従って発電事業を行っていないものとして「認定を取り消す」措置(同15条1号)等の対象になると考えられる。

3. 現行法に基づく認定の取扱い

(1) 改正前に設備認定を取得した事業者の取扱い

改正法が施行される前に設備認定を取得済みの事業者については経過措置が設けられた。事業者はその発電事業がどの段階にあるかに応じて原則4つに分けられ、第1グループは改正法施行日までにすでに系統接続済みか、接続の承認を得ている事業者(附則4条1項)、第2グループは接続の請求をしているが承認を得ていない事業者(但し設備認定を平成28年7月1日以降に取得した者に限る。)(附則5条1項)、第3グループは接続の請求をしているが承認を得ていない事業者で承認を得るために必要な手続等を終了するまでに相当の期間を要する者(附則6条1項)、第4グループは上記以外の事業者(附則7条)である。

第1グループの事業者は、自動的に改正法上の計画認定を受けたものとみなされる。第2グループの事業者は改正法施行日前の半年間に設備認定を受けた事業者であり、接続の承認を施行日前に受けることは時間的に困難であることから、認定を受けてから9か月間以内に接続の承認を電力会社から受けられた場合には、改正法上の計画認定を受けたものとみなして救済する。第3グループの事業者は、接続の承認を得るための諸手続きの完了までに通常よりも長い時間がかかるのがやむを得ない事業を計画中の事業者であり、そのような例外的なケースでは、当該諸手続きの完了後6か月以内に接続の承認を電力会社から受けられた場合には、改正法上の計画認定を受けたものとみなして救済する。第4のグループは、これらのいずれにも該当しない事業者であり、すでに受けている設備認定は改正法の施行により自動的に失効する。なお第2グループの事業者または第3グループの事業者が、上述したそれぞれ所定の期間内に接続の承認を受けることができなかったときは、その受けている設備認定も同様に失効することになる。

ところでここでいう「接続の承認を得ている」事業者とは、エネ庁の発表資料によれば、接続契約ないしは少なくとも工事費負担金契約を締結済みである事業者を意味するものとして運用される見込みであり、その点では、新認定制度の認定要件としての「接続契約の締結」と平仄を合わせた運用になると予想される。

上記の経過規定により、改正法施行後も認定を受けたものとみなされて救済される各事業者は、改正法の要件を満たした発電事業計画を提出するものとされている。なおこの提出を怠った場合について特に規定がなく、その場合はやはり救済を受けられないことになるかどうかははっきりしないが、そのような取扱となることもありうるため、各事業者は肅々と準備を進める必要がある。

(2) 改正前の設備認定を受ける予定で事業を準備中の事業者のとるべき対応

すでに現行法のもとで設備認定を取得して事業の準備中である事業者又は法改正前に現行法のもとで設備認定を取得すべく準備を進めている事業者は、接続の承認を施行日までに取得できる見込みであれば、第1グループの事業者として救済を受けられるので、計画通りに事業を進めることができるといえよう。接続の承認を施行日までに取得することは難しいが、少なくとも設備認定取得日から9か月あれば承認が得られる見込みであれば、第2グループの事業者として救済を受けられるので、この場合も計画通りに事業を進めることができる。第3グループの事業者の要件は省令で定められることとされているところ、パブリックコメントに付された改正案によれば、電力会社が系統増強の工事費負担金を複数の事業者で共同負担するために実施する入札のプロセスに参加しているものが位置づけられる予定である。従って入札プロセスに参加する事業者も、入札手続終了後6か月以内に接続承認を受ける見込みであれば救済を受けられるので、計画通りに事業を進めることができる。

なお改正法施行前には現行法上の設備認定を受けることで足りるが、施行前でも施行後の事業計画認定の申請を行いこれを受けることは可能とされており、その場合には改正法上の計画認定を受けたものとみなされる(附則15条)。現行法上の設備認定を取得した場合には、前述の通り再度改正法に従った事業計画の提出が必要とされているので、対応が可能であれば施行前でも事業計画を提出して二重の作業を省くことも検討すべきであろう。

逆に接続承認がそれぞれ上記の期間内に取得できない見込みである第2グループや第3グループの事業者は、現行法上の設備認定の申請ではなく、改正法上の事業計画認定を受けるべく、そのために必要な電力会社の系統との接続のプロセスを進める必要がある。このような事業者が現れることを見越して、電力会社の実務上も、従前は接続の申込時に提出を要請することが一般的であった設備認定通知書は、これがなくても申込が可能のように申込手続を変更している例も見られる。

4. 価格の決定方法

(1) 現行法上の決定方法

電力会社が支払うべき再生可能エネルギー電気の調達価格は、改正法のもとでも従前と同様、各年度ごとに発電設備の区分ごとに経済産業大臣が定めるのが原則である。但しこの原則には改正法によりいくつかの例外ルールが設けられた。調達価格を12か月の年度単位ではなく半期ごとに定めることは現行法でも認められているが、これに加え、改正法では、翌年度分だけでなく2年目、3年目等の将来年度分も合わせ複数年度について定めることが可能になった。上述のように認定制度の見直しにより、発電事業が電力会社と工事負担金契約を締結できるまでに進捗してからでなくては、適用される調達価格が決まらない仕組みとなると見込まれるため、単年度ごとの価格決定では、環境アセスメントが必要となるような長い準備期間を必要とする発電事業では、実際の運転開始後の電力売買に適用される調達価格がわからずキャッシュフロー予測が立たない。しかしそれでは事業計画の立案に支障を来す恐れがある。そこで将来価格も明示することで売電収入の予測可能性を確保し、事業計画を立てやすくすることが企図されたものである。

(2) 入札方式

また調達価格の決定に関し、改正法はさらに、経済産業大臣が価格決定にあたり、発電事業を希望する事業者から売電価格の額について入札を実施しその結果に基づいて調達価格を決定するという入札制度を導入した。

再生可能エネルギーの導入量が増えるにつれ、電気料金に上乘せされる国民負担額も増加の一途をたどっているが、その国民負担額を抑制するために、コストパフォーマンスに優れた事業者の発電事業計画を優先的に認定することを可能にする制度である。この入札制度は、太陽光、風力、地熱といった再生可能エネルギーの区分及び出力何キロワット以上といった規模等を特定して、これに該当する発電事業を計画する事業者が、事業コストを見据えた上でいくらで価格での購入を希望するかを入札するというものである。入札を実施することとなった区分等の再生可能エネルギーについては、入札の対象となる年度は入札の結果に基づいて調達価格が決定され、またその落札者のみが事業計画認定を受けることができる。

現に発電事業を計画中の事業者にとっては、自社の事業が該当する区分について入札が実施されると、落札しない限りは入札対象年度に計画認定を受けて事業を実施することが不可能となる点で多大な影響を受ける。また入札に応募するためには、発電所設置場所の使用権確保、許認可等の様々なコストや電力会社に支払うこととなる工事負担金額を勘案した上で売電価格を算出する必要があるが、落札ができなければそのための準備費用は無に帰することになり、いかにコストを抑えた事業が可能となる立地等を確保できるのかという点で事業者の手腕も問われることになる。逆に言うと、入札に参加しうるのは、落札できるだけのコストパフォーマンスの優れた計画を立案・実施できる事業者で、かつ落札できない場合のリスクもとることができる者に事実上限られることとなり、少なくとも入札が実施される区分等の再生可能エネルギー発電のさらなる導入には極めて抑制的に働くことになると予想される。

入札を実施する区分等を経済産業大臣が指定するにあたっては、調達価格等算定委員会の意見を聴取しこれを尊重しなければならないこととされているが(改正法第4条2項)、上記のような影響の大きさを考慮してか、参院ではその附帯決議において、入札対象は当面大規模太陽光発電に限定し、地域主体の事業者など幅広い事業者が参入可能となるよう事業者の事情にも十分配慮するよう求めている。

なお従前は、翌年度の買取価格は年度開始の直前の3月下旬になって決定されていたが、入札の実施の指定が年度開始の直前に明らかになるのでは、多くの事業者にとって不測の事態となりかねない。そのため、調達価格の決定を数か月前倒し、新たに導入する入札区分の指定も同様の時期に行う運用が現在検討されている模様である。

古川 絵里 シティユーワ法律事務所 弁護士(パートナー)

ファイナンス、M&A等の企業取引を扱う。特に、金銭債権・不動産等の証券化、LBOファイナンス、DIPファイナンスなどのストラクチャードファイナンス分野の経験が豊富で、国内外のファイナンス案件において、アンダーライター/アレンジャー、シンジケートリーダー、ファンドマネージャー、モノライン等の保証会社等の代理人をつとめる。外資系投資銀行、都市銀行、証券会社、保険会社等が主な顧客。

佐々木 裕企範 シティユーワ法律事務所 弁護士(アソシエイト)

yukinori.sasaki@city-yuwa.com

SPC、ファンド等を用いた不動産ファイナンスや再生可能エネルギー事業等のプロジェクト・ファイナンスの取引を取り扱っている。